

共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件

(令和三年六月十一日定期総会決議)

改正 令和三年一月三日

1 特別会費の徴収及び使途

本会が会則第八十九条の二及び法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）の規定により実施する法律援助事業のうち、刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業以外の法律援助事業の維持・発展に要する費用として法律援助基金の資金にあてるため、共同法人会員より特別会費を徴収する。

2 特別会費の額

月額八百円に、毎年一月一日（弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の成立の年にあつては成立の日、種類の変更の年にあつては種類の変更の日、合併の年にあつては合併の日）における当該共同法人の弁護士である社員の人数が、一人の場合にあつては二割、二人以上十人以下の場合にあつては五割、十一人以上の場合にあつては十割を、それぞれ乗じて得た額を、毎年四月（共同法人の成立の年にあつては成立の日の属する月、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月）から翌年三月までの間の本特別会費の額とする。

3 徴収対象会員

共同法人会員とする。

4 徴収期間

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日の属する月から令和七年六月までとする。

5 その他

第一項から前項までの他、本特別会費に関し必要な事項は別に会規又は規則の定めるところによる。

附 則

この決議は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

附 則（令和三年十二月三日改正）

第二項及び第四項の改正規定は、令和三年十二月三日から施行する。